

業績等の監視及び改善要求措置要領

１． 基本的考え方

（１） 業績等の監視の基本的考え方

那覇航空交通管制部管理棟（以下「本施設」という。）は、我が国の航空管制の一翼を担う重要な施設であり、その機能の麻痺に直結する状態や支障を与えるような状態が、事業者の責めに期すべき事由により生じてはならない。また、事業者は、国から本施設の整備、維持管理等の実施を委ねられた事業主体として安定的かつ継続的に事業遂行を可能とする財務状況を有し、適切なリスク対策を講じていることが求められる。

このため、国は、事業契約書等で定義する本業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本業務の実施に関する財務状況、各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について事業者を監視して、要求水準書に定める業務要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していること、又は達成しないおそれのないことを確認する。

（２） 改善要求措置等の基本的考え方

安定的かつ継続的な事業遂行を達成するためには、国による業績等の監視とともに、業務不履行があった場合に、事業者自らの責任で速やかに業務不履行を改善するための動機付けが求められる。

このため、国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがある場合には、これを業務不履行として、事業者に対して、支払の減額、停止、改善勧告、改善・復旧計画書の提出要求及び事業契約の解除（以下、支払の減額以降を総称して「改善要求措置等」という。）をすることができる。

（３） 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

国が実施する業績等の監視及び改善要求措置等は、大別して以下のように構成される。

- ① 財務状況等に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ② 施設整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ③ 解体撤去に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ④ 維持管理に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ⑤ 事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置等

2. 財務状況等に関する業績等の監視及び改善要求措置等

(1) 業績等の監視方法

国は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に事業遂行可能な状況にあるかどうかを確認する。確認方法は、書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者や専門家等にヒアリング調査することによって補完する。

① 書類による確認

書類は全て事業者が作成して国に提出する。国が確認する書類及び確認時期は、以下のとおりとする。

ア 財務に関する書類（財務諸表、キャッシュフロー計算書等を予定。）

：各期支払時期に対応する業務履行期間終了後、支払を実施する10日（休日を含まない。）前まで

イ 上記アの書類に記載された事実関係を証明する証拠書類

：同上

ウ 事業者の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む。）

：各事業年度の最終日より3ヶ月以内

エ 事業者が締結する契約書の写し（国と締結する事業契約を除く。）

：契約締結日より起算して5日（休日を含まない。）以内

オ 事業者の株主総会及び取締役会議事要旨

：各会実施日より起算して5日（休日を含まない。）以内

また、国は、本業務の実施に重大な悪影響が生じるおそれがある場合など、事業者に対して必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

② 聞き取り等による確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は、事業者や専門家等によるヒアリング調査を行う。

(2) 改善要求措置等の方法

① 改善勧告と改善・復旧計画書の提出要求

ア 改善勧告

- ・ 書類確認の結果、事業者が安定的かつ継続的に事業を遂行することに困難が認められる場合、また、記載内容に虚偽が認められる場合には、国は、事業者に対して直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況の改善及び復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画書の提出要求及び確認

- ・ 事業者は、国からの改善勧告に基づき、当該改善勧告に関し国が合理的に定めた期限内に事業体制及び事業収支等の財務状況を改善及び復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に対して提出する。
- ・ 事業者が上記期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しない場合は、国は事業者に対して再度上記アで規定された改善勧告をすることができる。
- ・ 国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制及び事業収支等の財務

状況の改善及び復旧ができる内容であることを確認する。

- ・ 事業体制及び事業収支等の財務状況が改善及び復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合には、国は、事業者に対して、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

- ・ 事業者は、改善・復旧計画書に基づき直ちに改善及び復旧措置を実施し、国に対して報告し、国は改善及び復旧状況を確認する。
- ・ 改善・復旧計画書において定めた期限までに改善及び復旧を確認できない場合には、国は、再度上記アで規定された改善勧告を行うことができる。

② 事業契約の解除

国は、前記①の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧ができないと判断した場合は、契約の解除を行うことができる。

3. 施設整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

(1) 業績等の監視方法

国は、施設整備に関する業務について、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを確認する。

① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、具体的には事業者が作成する要求性能確認書による。（要求性能確認書とは、事業者が本施設の要求水準の確保を図るために、各業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書を言う。）

② 確認方法

国は、書類による確認と実地における確認を行う。

ア 書類による確認

書類は全て事業者が作成して提出する。国が確認する書類及び確認時期は、以下のとおりとする。

- (a) 設計図書及び計算書を示した書類：基本設計終了時、実施設計終了時
- (b) 施工計画及び品質管理計画を示した書類：各部位の施工前
- (c) 計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類：各部位の施行後
- (e) 要求性能確認計画書：各業務段階における必要な時期

また、国は、本業務の実施に重大な悪影響が生じるおそれがある場合など、事業者に対して必要に応じて追加の施設整備に係る書類の提出を求めることができる。

イ 実地における確認

国が必要と認めるときは、各業務の実施状況を現地において確認する。

(2) 改善要求措置等の方法

① 改善勧告と改善・復旧計画書の提出要求

ア 改善勧告

- ・ 書類確認及び実地における確認の結果、業務不履行が確認された場合、また、記載内容に虚偽が認められる場合には、国は、事業者に対して直ちにその改善及び復旧を行うよう改善勧告することができる。

イ 改善・復旧計画書の提出要求及び確認

- ・ 事業者は、国からの改善勧告に基づき、当該改善勧告に関し国が合理的に定めた期限内に施設整備に関する業務不履行の状態を改善及び復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に対して提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急措置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急措置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。
- ・ 事業者が上記期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しない場合は、国は事業者に対して再度上記アで規定された改善勧告をすることができる。
- ・ 国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、施設整備に関する業務不履行の

状態の改善及び復旧できる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善及び復旧できる内容と認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、国は、事業者に対して、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

- ・ 事業者は、改善・復旧計画書に基づき直ちに改善及び復旧措置を実施し、国に対して報告し、国は改善及び復旧状況を確認する。
- ・ 改善・復旧計画書において定めた期限までに改善及び復旧を確認できない場合には、国は、再度上記アで規定された改善勧告を行うことができる。

② 減額措置

事業提案審査において加点評価され、事業契約書に約定されている内容が、業務監視後の是正措置の実施等にもかかわらず、遵守できないことが明らかとなった場合は、加点部分に相当する施設費及び加点部分に相当する施設に係る維持管理業務費を減額することがある。

③ 事業契約の解除

国は、下記事由のいずれかに該当する場合には、直ちに事業契約を解除することができる。

ア 事業者が、改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しなかったため、国が上記①イの規定に基づき再度の改善勧告した場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に事業者が改善・復旧計画書を提出しない場合。

イ 改善・復旧計画書において定めた期限までに業務不履行状態の改善及び復旧が確認されなかったため、国が上記①ウの規定に基づき再度の改善勧告をした場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国に対して提出された事業者の改善・復旧計画書において定めた期限までに、国において当該業務不履行状態の改善及び復旧を確認できない場合。

(3) 国に対する損害賠償

事業者は、事業者の帰責事由により本施設の引渡しが遅延した場合、事業契約書第37条に基づく遅延損害金の他、遅延に起因して国が被った損害を賠償しなければならない。

4. 解体撤去に関する業績等の監視及び改善要求措置等

(1) 業績等の監視方法

国は、解体撤去に関する業務について、業績等が要求水準を達成しているかどうか、又は達成しないおそれがないかどうかを確認する。

① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準による。

② 確認方法

国は、書類による確認と実地における確認を行う。

ア 書類による確認

書類は全て事業者が作成して提出する。国が確認する書類及び確認時期は、以下のとおりとする。

- (a) 施工計画及び品質管理計画を示した書類：解体工事の着手前
- (b) 計画に基づき適切に施工したことを示す工事記録簿等の書類：解体工事の完了時

また、国は、本業務の実施に重大な悪影響が生じるおそれがある場合など、事業者に対して必要に応じて追加の解体撤去に係る書類の提出を求めることができる。

イ 実地における確認

国が必要と認めるときは、業務の実施状況を現地において確認する。

(2) 改善要求措置等の方法

① 改善勧告と改善・復旧計画書の提出要求

ア 改善勧告

- ・ 書類確認及び実地における確認の結果、業務不履行が確認された場合、また、記載内容に虚偽が認められる場合には、国は、事業者に対して直ちにその改善及び復旧を行うよう改善勧告することができる。

イ 改善・復旧計画書の提出要求及び確認

- ・ 事業者は、国からの改善勧告に基づき、当該改善勧告に関し国が合理的に定めた期限内に施設整備に関する業務不履行の状態を改善及び復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に対して提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急措置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急措置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。
- ・ 事業者が上記期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しない場合は、国は事業者に対して再度上記アで規定された改善勧告をすることができる。
- ・ 国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、施設整備に関する業務不履行の状態の改善及び復旧できる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善及び復旧できる内容と認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、国は、事業者に対して、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

- ・ 事業者は、改善・復旧計画書に基づき直ちに改善及び復旧措置を実施し、国に対して報告し、国は改善及び復旧状況を確認する。
- ・ 改善・復旧計画書において定めた期限までに改善及び復旧を確認できない場合には、国は、再度上記アで規定された改善勧告を行うことができる。

② 事業契約の解除

国は、下記事由のいずれかに該当する場合には、直ちに事業契約を解除することができる。

ア 事業者が、改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しなかったため、国が上記①イの規定に基づき再度の改善勧告した場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に事業者が改善・復旧計画書を提出しない場合。

イ 改善・復旧計画書において定めた期限までに業務不履行状態の改善及び復旧が確認されなかったため、国が上記①ウの規定に基づき再度の改善勧告をした場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国に対して提出された事業者の改善・復旧計画書において定めた期限までに、国において当該業務不履行状態の改善及び復旧を確認できない場合。

(3) 国に対する損害賠償

事業者は、事業者の帰責事由により解体等の完了が遅延した場合、事業契約書第44条に基づく遅延損害金の他、遅延に起因して国が被った損害を賠償しなければならない。

5. 維持管理に関する業績等の監視及び改善要求措置等

(1) 業績等の監視方法

国は、維持管理に関する業務について、各業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、事業者の責めに帰する業務不履行により本施設における管制機能が麻痺するような状態である「機能不全」と、機能不全に至らない程度の要求水準の未達状態である「要求水準未達」の2つの事象に区分して、改善要求措置等を行う。

また、前記「機能不全」、「要求水準未達」とは別に、施設整備及び維持管理における省エネルギー対策の総体として、事業者が入札時に提案した消費電力量の目標値の実現性を確認するために、消費電力量についても監視項目とする。

ア 機能不全

機能不全の場合の判断は、施設及び諸室が物理的に利用できる機能が確保されているか否かにより判断する。その具体例として表1を示すが、表1に掲げられていない場合についても、現実に施設の利用に係る機能が確保されていない場合には、機能不全に該当する。

表1 機能不全の具体例

失われる機能	具体的な事象(例)	判断基準(例)
安全性の損失	不適切な管理、法的基準を遵守しない行為	広範囲な立入禁止区域を設けざるを得ない、避難勧告発令
防犯機能の異常・停止	セキュリティシステムの異常・停止	不審者の侵入により施設利用者が危害を被る
防災機能の異常・停止	火災報知器の異常・停止	被災時に防災機能が機能しない
電力供給の停止、照明・空調など電気利用機能の停止	断線、停電	業務実施に支障がでる
通信機能の停止	電話や保安用情報通信設備の破損	管制用の通信機能に支障がでる
気密性・水密性の損失	窓の破損、漏水	業務実施に支障がでる

イ 要求水準未達

要求水準未達の場合の判断については、機能不全の場合に該当しないことを前提に、維持管理業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかにより判断する。

ウ エネルギー使用量の監視

事業者が入札時に提案した本施設の消費電力量の目標値に対して、実際の消費電力量が目標値を達成しているか否かにより判断し、事業者の責めに帰す事由によって目標値を達成できていない場合は、改善勧告等を行う。

なお、エネルギー使用量の監視は、新本館の完全運用開始（平成 22 年 4 月を予定。）から 2 年間を「準備期間」とし、この期間に国が入札書類等で示した施設運用上の前提条件の変更に伴う目標値の修正や事業者による設備・維持管理手法の改善を行い、「準備期間」終了後に減額措置を運用するものとする。

また、消費電力量の監視結果は、外気温・湿度、施設の運用状況等の変動要素を用いて適宜補正を行うものとする。

② 確認方法

国は、書類による確認と実地における確認を行い、その結果を事業者に通知する。

ア 事業者によるモニタリング

事業者は、予防保全の考え方を前提とした計画的かつ合理的な維持管理業務の実施にあたり、要求水準に基づき自らモニタリングを行う。モニタリングの項目の具体的な内容については事業者の提案により正式に定める。

イ 書類による確認

書類は全て事業者が作成して提出する。国が確認する書類及び確認時期は以下のとおりとする。

- (a) 業務仕様書
：維持管理期間の開始3ヶ月前
- (b) 業務計画書（業績等の監視項目、判断基準、実施方法を含む。）
：維持管理期間の開始1ヶ月前
- (c) 省エネルギーに係る業務計画書
：維持管理期間の開始1ヶ月前
- (d) 年度実施計画書
：毎事業年度開始日の1ヶ月前
事業年度毎の提出
- (e) 業務日報（業務履行状況、監視項目の測定・記録）
：業務実施日の翌日
業務実施日の提出
- (f) 業務報告書（業務日報等による業績等の監視結果の整理を含む。）
：翌月1日より起算して10日以内（休日を含まない。）
月毎の提出
- (g) 省エネルギー報告書
：毎事業年度終了の翌月1日より起算して10日以内（休日を含まない。）
事業年度毎の提出

また、国は、本業務の実施に重大な悪影響が生じるおそれがある場合など、事業者に対して必要に応じて追加の維持管理に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

ウ 実地における確認

国が必要と認めるときは、国は本施設へ立入検査、施設利用者へのアンケート調査等により事業者から提出された業務日報及び業務報告書の記載内容及び事業契約の履行状況について確認する。その他、必要に応じて、国は随時本施設への立入検査を行うことができる。

エ 国の事業者への確認通知

国が事業者から業務報告書又は省エネルギー報告書を受領した場合には、国は、当該受領日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、事業者に対して業務報告書又は省エネルギー報告書の内容確認の結果を通知する。なお、国は、業務報告書の内容について必要に応じて事業者と協議を行い、修正を求めることができる。国が期限までに受領した業務報告書の内容の確認の結果を事業者に対して通知しない場合には、国がその内容につき確認を行ったものとみなす。

(2) 改善要求措置等の方法

① 改善勧告と改善・復旧計画書の提出要求

ア 改善勧告

- ・ 機能不全の発現や書類確認及び実地における確認の結果、業務不履行が確認された場合、また、記載内容に虚偽が認められる場合には、国は、事業者に対して直ちにその改善及び復旧を行うよう改善勧告することができる。

イ 改善・復旧計画書の提出要求及び確認

- ・ 事業者は、国からの改善勧告に基づき、是正勧告日から起算して7日以内（閉庁日を含む。）に、維持管理業務に関する業務不履行の状態を改善及び復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に対して提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急措置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急措置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。
- ・ 事業者が上記期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しない場合は、国は事業者に対して再度上記アで規定された改善勧告をすることができる。（以下「再改善勧告①」という。）
- ・ 国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、維持管理業務に関する業務不履行の状態の改善及び復旧できる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善及び復旧できる内容と認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、国は、事業者に対して、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

- ・ 事業者は、改善・復旧計画書に基づき直ちに改善及び復旧措置を実施し、国に対して報告し、国は改善及び復旧状況を確認する。
- ・ 改善・復旧計画書において定めた期限までに改善及び復旧を確認できない場合には、国は、再度上記アで規定された改善勧告を行うことができる。（以下「再改善勧告②」という。）

② 業務実施者の変更

国は、再改善勧告①②の手続きを行った際に、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、または提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合、若しくは同一の業務受託者が業務不履行を繰り返し、将来の確実な履行が不可能であると認められる場合は、事業者との協議によって、業務不履行となった業務の業務受託者を変更することができる。

③ 事業契約の解除

国は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、直ちに事業契約を解除することができる。

- ア 事業者が、改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しなかったため、国が上記①イの規定に基づき再度の改善勧告した場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に事業者が改善・復旧計画書を提出しない場合。

イ 改善・復旧計画書において定めた期限までに業務不履行状態の改善及び復旧が確認されなかったため、国が上記①ウの規定に基づき再度の改善勧告をした場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国に対して提出された事業者の改善・復旧計画書において定めた期限までに、国において当該業務不履行状態の改善及び復旧を確認できない場合。

ウ 上記ア、上記イに係わらず、業務不履行の発生の頻度が著しく、国が安定的かつ継続的な事業の継続が困難と判断した場合。

(3) 支払の減額措置

① 機能不全の場合

ア 機能不全の発現が自ら又は国を含む第三者によって確認及び通知された場合、事業者はその旨及び責めの所在を直ちに国へ報告しなければならない。

イ 当該機能不全が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、国は、事業者に対して改善勧告を行うとともに、業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理業務費の10%相当額を減額する。

ウ ただし、当該機能不全が国の責めに帰す場合、又は不可抗力若しくは法令変更による場合で事業者が善管注意義務を十分に果たした上でやむを得ず機能不全が発生した場合は、改善勧告の対象としない。

エ 発生した事象が、以前に発生した「機能不全」と同一の内容である場合（以下「機能不全の再発」という。）には、前期イに加え、その機能不全の再発の回数に応じて減額を行う。

・機能不全の再発回数×当該維持管理業務費の10%相当額

オ 再改善勧告①②の手続きを行った場合、前記イ及びエの減額に加えて、当該維持管理業務費相当額の10%相当額を減額する。

カ 国は、上記の減額に加えて、機能不全の日から改善・復旧を確認した日までの間、当該業務不履行に係る維持管理費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分に係る維持管理費相当額を支払わない。

② 要求水準未達の場合

ア 減額算定は、事業契約書別紙7「PFI事業費の算定及び支払方法」表1に示す内訳ごとに厳罰点を付与し、当期内の厳罰点の累積に応じて、減額割合を決定する。業務不履行が翌期に継続した場合、翌期の累積厳罰点にこれを含める。

厳罰点と減額割合の関係は、以下のとおりとする。

累積の厳罰点	減額割合
10 点未満	0%
10 点以上 15 点未満	1点あたり 0.4% (4～6%の減額)
15 点以上 20 点未満	1点あたり 0.8% (12～16%の減額)
20 点以上 25 点未満	1点あたり 1.2% (24～30%の減額)
25 点以上	1点あたり 2.0% (50%～の減額)

- イ 厳罰点は、事業者が業務計画書の作成時に提示する監視項目について、本施設の機能維持への影響度を考慮した重み付けを行い、各監視項目に対する厳罰点を予め国と事業者の協議の上、決定する。

区分	厳罰点	設定時の判断基準
A	2	機能不全を誘発する可能性の高いもの 管制業務に支障をきたすもの
B	1	上記以外

- ウ 要求水準未達を確認し、改善勧告を行った場合、前記イに従って厳罰点を付与する。
- エ また、発生した事象が、以前に発生した「要求水準未達」と同一の内容（以下「要求水準未達の再発」という。）で、これが過去1年以内に認められる場合、前記ウに加え、更なる厳罰点を付与する。

前記ウにより付与される個別の厳罰点×要求水準未達の再発回数

- オ 再改善勧告①②の手続きを行った場合、前記ウ、エの厳罰点に加えて、さらに厳罰点（5点）を付与する。
- カ 前記ア～オの規定に従い、当期内の累積厳罰点に応じた減額割合を、当期維持管理費等相当額に乗じて算出される減額を行う。
- キ 国は、上記の措置に加え、当該業務不履行に関連して業務を一部実施していないと判断される場合、業務不履行期間に応じて、当該業務不履行業務部分に係る維持管理費相当額、若しくは当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務に係る維持管理相当額を支払わない。
- ク ただし、当該要求水準の未達が国の責めに帰す場合、又は不可抗力若しくは法令変更による場合で事業者が善管注意義務を十分に果たした上でやむを得ず要求水準の未達に至った場合は、改善勧告の対象としない。

③ エネルギー使用量の監視による減額及び厳罰点の減免措置

ア 監視対象

一般用電源における消費電力量を監視対象とし、入札時の事業者が提案した消費電力量の目標値（以下「目標電力量」という。）を評価指標とする。なお、その対象範囲は、国と事業者との責任分界点（要求水準書第2章6節3④c)d)を参照）以降の電源供給における消費電力量で、国が直轄で整備する保安用電源における消費電力量は評価対象から除く。

イ 対象期間

平成21年度の新旧本館の並行運用終了後、新本館の完全運用開始（平成22年4月を予定。）から平成24年3月末日を「準備期間」とし、改善勧告等の措置は平成24年4月1日から運用を開始する。

ウ 準備期間の措置（平成 22 年 4 月 1 日（予定）～平成 24 年 3 月末日）

- (a) 事業者は、準備期間中の消費電力量の監視結果が目標電力量を上回る場合は、その原因の分析を行うものとする。
- (b) 上記の結果、事業者の責めに帰す事由によるものは、維持管理業務を強化するなど、目標電力量の水準を確保するよう努めること。
- (c) 入札書類等に国が提示した施設の使用条件等において、明らかに消費電力量に影響を与える変更がある場合は目標電力量の修正を行い、修正後の目標電力量を準備期間終了後の評価指標とするとともに、修正に用いた施設の使用条件等を運用期間中の前提条件（以下「算定条件」という。）として定める。
- (d) なお、目標電力量の修正方法は、入札時の事業者提案に基づき、「省エネルギーに係る業務計画書」に官民双方の合意のもと、定めるものとする。

エ 運用期間における減額措置（平成 24 年 4 月 1 日～契約終了時）

- (a) 毎業年度終了時に事業者が提出する省エネルギーに係る業務報告の資料に基づき、対象期間の消費電力量を確定する。
- (b) 算定条件の変動を勘案し、「省エネルギーに係る業務計画書」に定義した修正方法を用いて、当期の目標電力量を算定し、消費電力量がこの目標電力量を 5 % 以上超過する場合は、以下の算定式に基づき、減額割合を付与する。

$\text{減額割合（\%）} = 3.6 \times (\text{当期消費電力量} / \text{当期目標電力量} - 1)^2$
--

- (c) (b) で算定された減額割合を、年間の維持管理業務費に乗じて算定される額を当該年度の第四半期の維持管理業務費から減額する。なお、千円未満の金額は切り捨てとする。

6. 事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置等

(1) 業績等の監視方法

国は、事業期間終了時において、本施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準により、事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

② 確認方法

国は事前に通知を行い、事業終了時の1年前に、書類による確認と実地における確認を行う。

ア 書類による確認

書類は全て事業者が作成して提出する。国が確認する書類は、以下のとおりとする。

- (a) 完成図
- (b) 施設の保全に関する資料
- (c) その他設計図書等、国が必要と認める資料

イ 実地における確認

国は本施設への立入検査を行い、事業者から提出された書類の記載内容及び事業契約の履行状況について確認する。

(2) 改善要求措置等の方法

① 改善勧告と改善・復旧計画書の提出要求

ア 改善勧告

- ・ 書類確認及び実地における確認の結果、業務不履行が確認された場合、また、記載内容に虚偽が認められる場合には、国は、事業者に対して直ちにその改善及び復旧を行うよう改善勧告することができる。

イ 改善・復旧計画書の提出要求及び確認

- ・ 事業者は、国からの改善勧告に基づき、当該改善勧告に関し国が合理的に定めた期限内に業務不履行の状態を改善及び復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に対して提出する。なお、事業者が上記期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しない場合は、国は事業者に対して再度上記アで規定された改善勧告をすることができる。
- ・ 国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善及び復旧できる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善及び復旧できる内容と認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、国は、事業者に対して、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

- ・ 事業者は、改善・復旧計画書に基づき直ちに改善及び復旧措置を実施し、国に対して報告し、国は改善及び復旧状況を確認する。

- ・ 改善・復旧計画書において定めた期限までに改善及び復旧を確認できない場合には、国は、再度上記アで規定された改善勧告を行うことができる。。

② 事業契約の解除

国は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、直ちに事業契約を解除することができる。

ア 事業者が、改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に改善・復旧計画書を国に対して提出しなかったため、国が上記①イの規定に基づき再度の改善勧告した場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国が定めた改善・復旧計画書の提出期限内に事業者が改善・復旧計画書を提出しない場合。

イ 改善・復旧計画書において定めた期限までに業務不履行状態の改善及び復旧が確認されなかったため、国が上記①ウの規定に基づき再度の改善勧告をした場合において、かかる再度の改善勧告に基づき国に対して提出された事業者の改善・復旧計画書において定めた期限までに、国において当該業務不履行状態の改善及び復旧を確認できない場合。

7. 業務不履行発生後の対処方法

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう国から改善の通告を受けた場合、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を国に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施することとする。ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

(1) 改善・復旧計画書の記載内容

事業者が改善・復旧計画書に記載すべき内容は、以下のとおりとする。

- ア 業務不履行の内容
- イ 業務不履行の場所
- ウ 業務不履行の原因
- エ 改善・復旧の方法
- オ 改善・復旧の期限
- カ 改善・復旧の責任者

(2) 改善・復旧計画書の再提出

国は、改善・復旧計画書の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合、再提出を求めることがある。国は再提出を求める場合、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。再提出の際は、国が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画書を作成し、提出する。

(3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書の記載内容

- ア 業務不履行の内容
- イ 業務不履行の場所
- ウ 業務不履行未改善の原因
- エ 改善・復旧の方法
- オ 改善・復旧の期限
- カ 改善・復旧の責任者

8. 契約の終了

国は、契約の一部解除により、契約の目的を達成することが出来ないと判断した場合、事業者の債務不履行等を理由に契約を解除することがある。

この場合、国及び事業者は、事業契約書の定めるところに従い、契約終了時の事務を行うものとする。

以 上